

## 産業厚生委員会委員長報告（条例）

1.委員会開催日	令和3年9月16日
2.付託件数	4件
3.審査経過及び結果	下表のとおり

### 議案第2号 室戸市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準に関する条例の一部改正について

質疑内容	答弁内容	審査結果
<p>各事業所におけるハラスメント問題に関しては、当然今までも取り組んでいたと思うが、制度の改正に対応可能なのか。また市役所のチェック体制はどうなっているのか。</p>	<p>今までも高齢者虐待などについては常々啓発を行ってきた。高齢者虐待以外にもケアマネージャーの資質向上などに関する国や県の研修や、パンフレットの配布などを行っている。</p> <p>また、運営推進協議会では、各施設で2か月に1度地域の方や、保健介護課、入所されている方のご家族や、職員の方と話し合いを行い指導している。</p> <p>保健介護課としても2年ごとに施設を巡回し、指導監査を行っており、高齢者虐待も含め指導している。</p>	原案可決

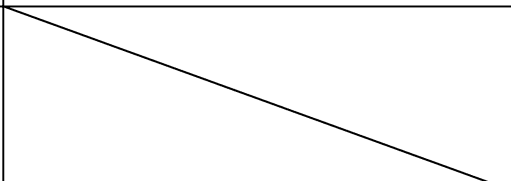
### 議案第3号 室戸市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例の一部改正について

質疑内容	答弁内容	審査結果
<p>介護予防サービスの対象者と、内容について。</p>	<p>地域密着型介護予防サービスについては要支援1と2の方が対象となっており、民間の事業所がサービスを行う。</p> <p>包括支援センターが相談の最初の段階の窓口となり、そこから事業所へ繋いでいくという形になっている。</p>	原案可決
<p>介護予防小規模多機能型居宅介護における人員配置基準の見直しとは。</p>	<p>人員配置基準の見直しについては、介護事業所を併設して行う場合に管理者と職員が兼務できる。こういった人員配置基準の見直しの背景として、全国的に介護人材が不足しており兼務ができることとなっている。</p>	原案可決

**議案第4号 室戸市指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について**

質疑内容	答弁内容	審査結果
<p>国の基準の改正は4月1日からとなっているが、この条例は公布の日から施行となっている。公布の日から6か月が経過しているが、事業所の運営に支障はないのか。</p>	<p>今回の改正内容については、例えば高齢者虐待防止の推進や、業務継続に向けた取り組みの強化、感染症対策の強化などといった義務付けられた規定がある。それらについては、令和6年3月31日までの経過措置があるため、その間はいくまで努力義務ということになっている。</p> <p>このため施行日が違っていても事務処理に支障はないものと認識している。</p>	<p>原案可決</p>

**議案第5号 室戸市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について**

質疑内容	答弁内容	審査結果
<p>質疑なし</p>		<p>原案可決</p>

**産業厚生委員会委員長報告（予算）**

1.委員会開催日	令和3年9月16日
2.付託件数	2件
3.審査経過及び結果	下表のとおり

議案名：議案第7号 令和3年度室戸市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について

審査結果：原案可決

所管課	款項目	質疑内容	答弁内容
保健介護課	(歳入) 3-1-1-2 介護給付費負担金	介護給付費負担金（過年度）となっているが内容は。	介護給付費の国県等の支出金については、令和2年度の介護給付費に対して、令和2年度に見込みで概算の交付金が入る。実績が固まるのが年度を越すため、今回については前年度概算交付された国の交付金が、実績に対して少なかったという事で今回追加となった。

議案名：議案第8号 令和3年度室戸市水道事業会計補正予算（第1号）について

審査結果：原案可決

所管課	款項目	質疑内容	答弁内容
水道局		質疑なし	